
「住まい」のエンディングノート

「住まい」の写真を貼ってください

記入した人： _____

記入した日： _____年____月____日

はじめに

「住まい」は、家族との思い出がつまった大切な場所です。しかし、誰も住まなくなると家はどんどん古くなり、気づかないうちにトラブルや危険が増えてしまいます。

たとえば、

- 草が伸びたり虫が発生したりして、近所の迷惑になる
- 建物が傷んで倒れる危険が高まる
- 空き巣に入られたり、火災が起きたりしやすくなる
- 市から指導や勧告を受け、税金が高くなることもある

このような問題は、「この家をどうしたいか」を決めないまま時間がたつことで起こりやすくなります。

■ 状況別のおすすめ行動

- **すでに空き家をお持ちの場合**
→ 家の価値が下がる前に、「活かす」「仕舞う」を検討しましょう。
- **今住んでいる家が将来空き家になりそうな場合**
→ ご自身が元気なうちに、家の将来について家族と話し合しましょう。
- **相続で将来空き家を持つかもしれない場合**
→ 親が元気なうちから「家をどうしたいか」を確認しておきましょう。

早めに整理して話し合っておくことで、後の負担がぐっと軽くなります。

■ このノートの役割

- 今の住まいの状況を整理する
- これからどうしたいか考える
- 家族で話し合い、気持ちや情報を共有する

終活の全体像



これらの手助けをします。一気に書く必要はありません。書けるところから少しずつ記入してください。

※このノートの記載内容には、遺言書のような法的効力はありません。
遺言書等の作成については21ページを参考にしてください。

目次

「住まい」のこと	3ページ
「住まい」の土地のこと	5ページ
相続について	7ページ
「住まい」の家財	9ページ
「住まい」について伝えておきたいこと	11ページ
「住まい」のリフォーム歴	13ページ
その他所有している不動産	14ページ
貸し借りしている不動産	14ページ
「住まい」をどうする？活かす？仕舞う？	15ページ
使える制度・相談先など	15ページ
「住まい」が空き家になる前にできること	18ページ

「住まい」のこと

①所在地

②建てられた年

_____ 大正・昭和・平成・令和 _____ 年

③登記上の所有者（共有の場合は持ち分も記入しましょう）

_____ (/) _____ (/) _____ (/)

④所有権以外の権利

⑤構造

無・有 (_____) 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他 (_____)

⑥階数

⑦水道（連絡先）

_____ 階建て 上下水道お客様サービスセンター ☎054-251-1132

⑧電気会社名・連絡先

⑨ガス会社名・連絡先

_____ ☎

_____ ☎

⑩インターネット等・連絡先

_____ ☎

⑩接している道路（何mくらいの幅ですか）


⑪駐車場

_____ mくらい _____ 台分

①～⑨は次の書類で確認することができます。

①～⑥ 全部事項証明書（土地・建物それぞれ）

⑦～⑨ 各料金の請求書など

		全部事項証明書	
概要	不動産などの権利関係を示す書類		
手数料	490～600円 / 1枚		
取得方法	インターネット	 静岡地方法務局ホームページ	
	お近くの法務局	静岡地方法務局：静岡市葵区追手町 9-50 清水出張所：静岡市清水区松原町 2-15	平日 9:00～17:00

(参考) 全部事項証明書の見方

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)		調製	余白	不動産番号	00000000000000
所在図番号	余白				①所在地
所在	特別区南都町一丁目 101番地				余白
家屋番号	101番				②建てられた年
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき2階建	1階	80.00	令和1年5月1日新築	
		2階	70.00	〔令和1年5月7日〕	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	⑤構造・⑥階数	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造かわらぶき平家建		30.00	〔令和1年5月7日〕
所有者	特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎				
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					③登記上の所有者
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎		
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(案)第2340号		
共同担保目録					
記号及び番号			④所有権以外の権利		調製
(案)第2340号					令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	余白		
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物	1	余白		



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

「住まい」の土地のこと

土地は「筆」という単位で区切られています。1つの土地に見えても2筆、3筆と分かれている土地かもしれません。

また、土地の種類は、宅地・畑・雑種地・原野などさまざまなものがあります。

土地の種類によって、処分するときに制限がかかる場合があります。事前に確認しておきましょう。



①所在地・地番	②所有者	③地目	④面積	⑤所有権以外の権利の有無
例) 特別区南都一丁目101番	法務 五郎	宅地	300.00 m ²	有(抵当権)

(参考) 全部事項証明書の見方

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 [余白]	不動産番号 00000000000000
①所在地・地番		筆界特定 [余白]	
所在 特別区南都町一丁目 [余白]			
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
101番	宅地	300.00	不詳 〔平成20年10月14日〕
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎		④面積	
③地目			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎 ②所有者
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	⑤所有権以外の権利 担保権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同口設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60% (年365日日割計算) 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(第)2340号
共同担保目録			
記号及び番号	(第)2340号	調製	令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	[余白]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物	1	[余白]



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

相続について

「相続登記されているか」「今後どのように相続が広がるか」などを確認するために家系図を作成してみましょう。

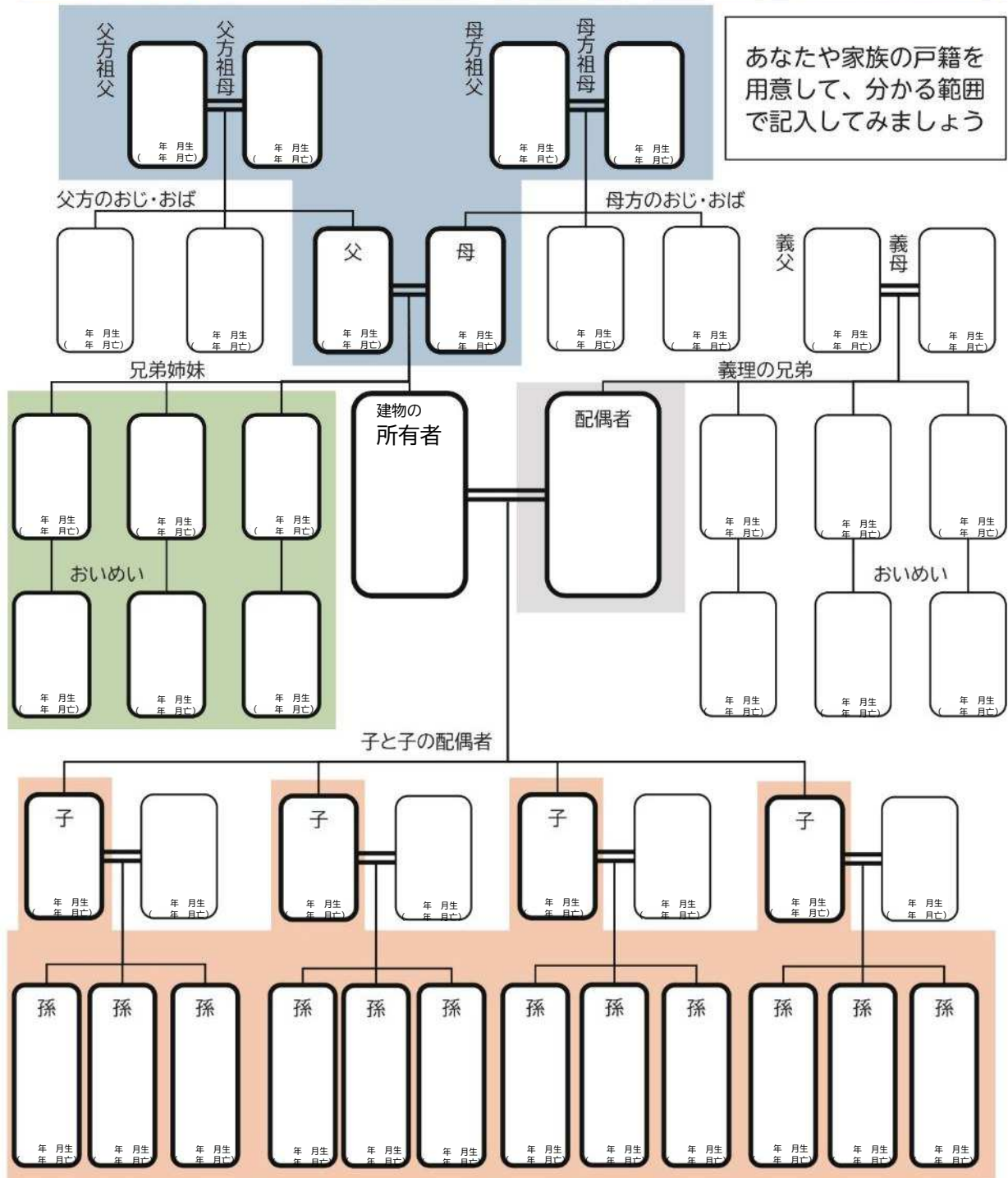
相続の順番

配偶者は常に相続人です。

第1順位 子・孫等

第2順位 親・祖父母等

第3順位 兄弟姉妹・おいめい等



※あくまで参考例です。具体的な相続範囲を確認したい場合やお困りごとなどがある場合は、司法書士や弁護士などの専門家にご相談ください。▶▶次ページ参考▶▶

(参考) 法定相続人について

不動産（建物、土地）を含め、遺産を受け継ぐことができる法定相続人の順番・範囲は、法律で定められています。お亡くなりになった方（被相続人）の配偶者に加え、子、父母、兄弟姉妹の順で相続人を決定します。

※相続人となる子や兄弟姉妹が先にお亡くなりになっている場合、その孫や甥・姪等が法定相続人となる場合もあります（代襲相続）。

◎ 配偶者：常に相続人

配偶者は以下の相続人とともに常に相続人となります。

① 第1順位：子・孫等

被相続人に子がいる場合は、配偶者と子が相続人となります。配偶者がいない場合は、子がすべてを相続します。


② 第2順位：親・祖父母等

被相続人に子がない場合は、配偶者と父母が相続人となります。配偶者と子がない場合は、父母がすべてを相続します。



③ 第3順位：兄弟姉妹・おいめい等

被相続人に子も父母もない場合は、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。配偶者がいない場合は、兄弟姉妹がすべてを相続します。

(参考) 令和6年4月1日から相続登記が義務化

概要	<ul style="list-style-type: none">・相続したことを知った日から3年以内に登記・義務化前の相続も対象 <p>※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。 ※義務化前に相続したことを知った不動産は、令和9年3月末までに登記する必要があります。</p>
詳細	 法務省ホームページ

(参考) 相続手続きなどに関する相談先

	静岡県司法書士会 (司法書士総合相談センターしずおか)		静岡県弁護士会 静岡支部
日時	無料電話相談 月～金 14:00～16:00	無料面談相談予約 月～金 9:00～17:00	相談予約 平日 9:00～12:00, 13:00～17:00
連絡先	054-289-3704	054-289-3700	054-252-0008
HP			

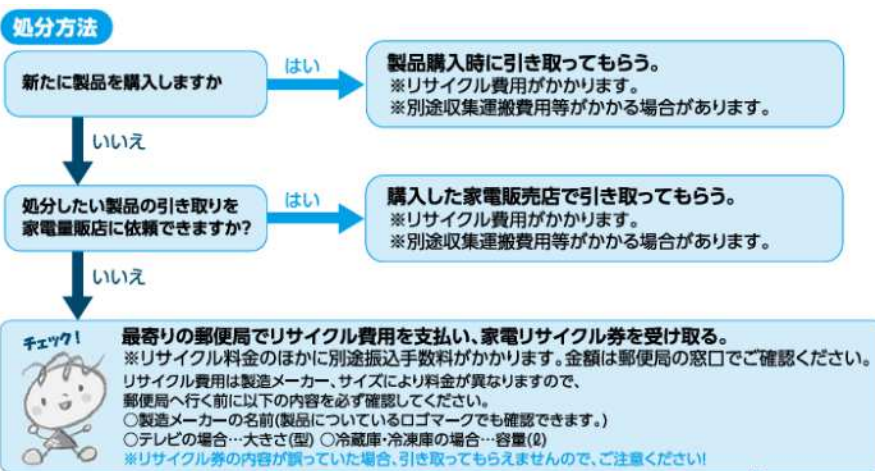
「住まい」の家財

あるものには☑を付け、今後の扱い方や保管場所などを記入しましょう。

区分	内容	今後の扱い方	備考（保管場所など）
仏壇・神棚	<input type="checkbox"/> 仏壇・神棚		
思い出の品	<input type="checkbox"/> 写真・アルバム		
	<input type="checkbox"/> 本・雑誌		
	<input type="checkbox"/> 手紙・日記		
	<input type="checkbox"/> 宝石類		
その他			

（参考）家財処分について：静岡市ごみの出し方分別ガイドブック抜粋

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）



自分で運搬できる場合

自分で運搬できない場合

処分したい製品とリサイクル券を持ち込む。

●指定引取場所

日本通運(株)静岡支店
静岡市葵区古庄二丁目20番36号 ☎054-262-8950
営業時間 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
※平日の営業(土曜・年末年始の休業日についてはお問い合わせください)。
※土曜日の営業については、家電リサイクル券センターのホームページから
営業日カレンダーをご確認ください。



郡商事(株)家電リサイクルセンター
静岡市清水区平左衛門町54番地 ☎054-347-1177
営業時間 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
土曜日 9:00～12:00
※平日の営業(土曜・年末年始の休業日についてはお問い合わせください)。



●収集運搬業者

- ◆(一財)静岡市環境公社 ☎054-278-8161
- ◆静岡一般廃棄物処理業協同組合 ☎054-251-7760
- ◆清水一般廃棄物処理業協同組合 ☎054-366-8684

※ 受付終了時間は営業終了時間の30分前までとなります。なお、営業日・営業時間が変更になる場合があります。
家電リサイクル券センターのホームページから各指定引取場所の営業日カレンダーをご確認ください。

多量に出た家庭ごみを直接工場に持ち込む場合

西ヶ谷・沼上清掃工場への家庭ごみの持ち込み

引越しや大掃除等で一時的に多量に出たごみは、**直接清掃工場へお持ち込みください。少量の場合は、通常のごみ収集をご利用ください。**



持ち込み時におけるお願い

- ごみは必ずご自分で持ち込むようお願いいたします。また、ごみを持ち込まれる際には本人確認書類等による本人確認及びごみの確認等をさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- (知人や無許可業者などに代わって運んでもらうと違法行為にあたる場合があります。)
- 多量に出た家庭ごみ(大掃除、引越しなど)を自分で持ち込みできない場合は31ページをご覧ください。
- ごみの種類によっては、市で処理することができないため、**受入れをお断りする場合があります。**(14~15ページ参照)
- 持ち込む際には、分別の上、必ずご自分でおろしていただくようお願いいたします。

持ち込み可能なごみの種類と受入日時

- 必ず下記の種類別に分別してお持ち込みください。
- 袋に入らないものはそのまま持ち込みください。

受入日時	月～金曜日	8:30～12:00 13:00～16:00	土曜日	8:30～12:00
種類	 ※資源物(びん、缶、スプレー缶、ペットボトル、古紙類等)の持ち込みはできません。 ※充電式電池の取り扱いは別途電化製品は分別してお持ち込みください。	不燃・粗大ごみ (5~6ページ参照)	 	

- ・日曜日は休場日です。(祝日は上記と同じ時間内で取り扱っています。)
- ・年末年始期間の持ち込みについては、別途広報紙等でお知らせします。
- ・施設の点検等によりごみの受入れができない場合があります。

西ヶ谷清掃工場

英区西ヶ谷553番地 ☎054-296-0054



沼上清掃工場

英区南沼上1224番地 ☎054-262-4015



問い合わせ先 廃棄物処理課 ☎054-262-4015

清水ごみ受付センターへの家庭ごみの持ち込み

持ち込み時におけるお願い

- ごみは必ずご自分で持ち込むようお願いいたします。また、ごみを持ち込まれる際には本人確認書類等による本人確認及びごみの確認等をさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- (知人や無許可業者などに代わって運んでもらうと違法行為にあたる場合があります。)
- 多量に出た家庭ごみ(大掃除、引越しなど)を自分で持ち込みできない場合は31ページをご覧ください。
- ごみの種類によっては、市で処理することができないため、**受入れをお断りする場合があります。**(14~15ページ参照)
- 持ち込む際には、分別の上、必ずご自分でおろしていただくようお願いいたします。

持ち込み可能なごみの種類と受入日時

必ず下記の種類別に分別してお持ち込みください。袋に入らないものはそのままお持ち込みください。充電式電池の取り扱いは別途電化製品は分別してお持ち込みください。

受入日時	不燃・粗大ごみ (5~6ページ参照)		資源物、使用済小型家電 (9~13ページ参照)	
	月～金曜日	土曜日	月～金曜日	土曜日
8:30～12:00 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:00
種類	 	不燃・粗大ごみ (5~6ページ参照)	 	



- ※事業ごみ・可燃ごみの持ち込みはできません。
- ※土曜日は不燃・粗大ごみの持ち込みはできません。
- ※祝日は上記と同じ時間内で取り扱っています。
- ※年末年始期間の持ち込みについては、別途広報紙等でお知らせします。

清水ごみ受付センター (清水収集センター内)
清水区八坂町2111番地 ☎054-366-2751

事業活動に伴って生じたごみ(有料)

事業活動に伴って生じたごみ(事業ごみ)は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、すべて有料です。事業ごみを家庭用指定袋に入れて集積所に出すことはできません。また、事業活動に伴って生じたプラスチック類(梱包ビニールやストレッチール等)や建設現場・内装工事から出た木くず・壁紙等の産業廃棄物は市では処理できませんので、専門の許可業者へ処理を委託してください。

●許可業者に処理を委託する

許可業者に委託する場合は、一般廃棄物または産業廃棄物処理業の許可の種類を確認してください。

●静岡市指定事業用ごみ袋(緑色の袋)で排出する

事業ごみのうち、一般廃棄物と一部の産業廃棄物については静岡市指定事業用ごみ袋で1日に10袋まで集積所に出すことができます。(黄プラスチック類等の産業廃棄物は出すことができません。)

●西ヶ谷・沼上清掃工場へ直接搬入する

事業ごみのうち、一般廃棄物と一部の産業廃棄物については西ヶ谷・沼上清掃工場(29ページ)へ搬入できます。排出事業者が自ら工場へ搬入してください。土曜日は、可燃ごみの搬入はできません。



問い合わせ先 廃棄物対策課 ☎054-221-1363

多量に出た家庭ごみについて自分で持ち込みできない場合 (有料)

- ◆(一財)静岡市環境公社
☎054-278-8161
- ◆静岡一般廃棄物処理業協同組合
☎054-251-7760
- ◆清水一般廃棄物処理業協同組合
☎054-366-8684

「住まい」について伝えておきたいこと

近所の人との申合せ事項（隣地境界・越境物など）

建替えについての制約

道路についての制約

地下の埋設物について

近隣に伝えておきたいこと

その他

その他所有している不動産 (物置や農地など)

不動産種別	所在地・地番	所有者	地目	備考

貸し借りしている不動産

不動産種別	所在地・地番	所有者	連絡先	備考

「住まい」をどうする？活かす？仕舞う？


「住まい」が空き家になった場合は「活かす（活用）」「仕舞う（除却）」の行動をとることが大切です。いずれもできない場合は、空き家の適切な管理が不可欠です。それぞれのメリットデメリットなどを確認し、あなたの意向を記入しましょう。

■ あなたが生きている間



建物	土地
<input type="checkbox"/> 売りたい	<input type="checkbox"/> 売りたい
<input type="checkbox"/> 貸したい	<input type="checkbox"/> 貸したい
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）



■ あなたが亡くなった後

建物	土地
<input type="checkbox"/> 相続人の間で相談してほしい	<input type="checkbox"/> 相続人の間で相談してほしい
<input type="checkbox"/> 引き継がせたい（誰に： _____ ）	<input type="checkbox"/> 引き継がせたい（誰に： _____ ）
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）




方法	活かす		仕舞う		適正管理
	売る	貸す	空き家解体 土地所有	空き家解体 土地売る or 活用	所有
一般的な メリット	現金化できる／ 管理の手間がなくなる	家賃収入が得られる／ 資産を維持できる	建物維持の手間や コストが不要になる	空き家を解体してからの ほうが売却しやすいケースも ある／駐車場等収入が得られる	資産として保持できる／ 将来の活用や相続の選択肢が 残る
一般的な デメリット	不動産事業者によって 対応異なる／売却までに 時間がかかる場合がある	入居者管理や修繕の手間が 発生／契約内容やトラブル 対応に注意	土地の管理責任／固定資産税の 負担増		管理や維持費が継続的に必要／ 老朽化によるトラブルリスク
相談先	お近くの不動産事業者		お近くの解体業者	お近くの解体業者 や不動産事業者	—
	 or ☎ 054-221-1192（住宅政策課 空き家なんでも相談窓口）				
使える制度	空き家情報バンク／ 片づけ補助金／控除（条件あり）	改修補助金／ 片づけ補助金	【令和8・9年度限定】 耐震性のない空き家の解体補助金 （条件あり）		お庭の無料点検
備考	16 ページハ	17 ページ上ハ	17 ページ中段ハ		17 ページ下ハ

■使える制度（売る）


静岡市空き家情報バンク	
イメージ図	
中山間地域物件の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者（不動産事業者の仲介なし）でも登録可能 ・空き家片づけ補助金利用可能
詳細・登録方法	  <p>or ☎054-221-1590（住宅政策課 住まい支援係）</p> <p>空き家情報バンク 中山間地域空き家情報バンク</p>

空き家譲渡所得に係る特別控除	
イメージ図	
対象	<p>以下条件全て満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人が生前空き家で一人暮らししていた ・建物が昭和56年5月31日以前に建築 ・相続から売却まで空き家であった ・相続日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却 等
手続きの流れ	
制度概要	 <p>国土交通省ホームページ</p>
被相続人居住用家屋等確認書申請方法	 <p>静岡市ホームページ or ☎054-221-1192（住宅政策課 空き家対策係）</p>


■使える制度（貸す）

制度	静岡市空き家改修補助金 (中山間地域除く)	空き家改修補助金 (中山間地域)	空き家片付け補助金
対象者	改修して貸し出す方		空き家情報バンクに登録された空き家の所有者
補助率	3分の2		2分の1
上限額	①～③のいずれかに該当するよう 入居者を募る場合 200万円	※入居者が決定してから申請 入居する方が①～④のいずれかに 該当する場合 200万円	20万円
	①市外からの移住者 ②15歳未満の子どもがいる世帯 ③夫婦等のいずれかが40歳未満の世帯		
	条件をつけず入居者を募る場合 100万円 ※ゆとりある住宅地区（大谷・草 薙・馬走の一部）内の住宅の場合 200万円	④井川・梅ヶ島・大河内・玉 川・大川・清沢・両河内地区の 物件 200万円 ①～④以外の場合 100万円	
詳細			
相談先	☎054-221-1590（住宅政策課 住まい支援係）		

■使える制度（空き家解体）

	【令和8・9年度限定】耐震性のない空き家の解体補助金
概要	対象経費：空き家の母屋の解体に要する費用 補助金額：1/2以内（上限100万円） 条 件：1年以上居住や使用されていないもの／耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたもの／敷地内全てを更地にするなど ※解体前に要申請
詳細・ 連絡先	 静岡市ホームページ or ☎054-221-1192（住宅政策課 空き家対策係）

■使える制度（所有）

	空き家のお庭無料点検
概要	近隣からの空き家相談の約7割が草木の問題です。 そこで、初年度は年2回まで無料点検（写真付き報告書）を実施し、 必要に応じて作業依頼（有料）にもそのまま対応しています。
詳細・ 連絡先	 or ☎090-8391-3762（静岡市造園緑化協会） ※平日9：00～16：00

「住まい」が空き家になる前にできること

「住まい」が空き家になるきっかけは、住人が亡くなったときや施設に入ったときなど、どうしても気持ちの整理が難しい場面が多くなりがちです。

- 家をどうするのか
- 誰が判断し、手続きをするのか

が決まっていないと、「住まい」がそのまま残り、困る人が出てしまうことも少なくありません。ご自身が元気なうちに、少し準備しておくことは、将来の自分の安心につながり、関わる人たちの負担を減らすことにもなります。

① 終活全般について知っておきましょう


住まいのことだけでなく、これからも自分らしく生きるために、

- これまでやこれからについて思いを整理したり
- その思いを家族や大切な方と、あるいは、医療や介護・福祉の専門職と共有する

そのツールの一つとして、**地域包括ケア推進課**が発行しているエンディングノートがあります。

これからの暮らしや、もしものときに備えるために、住まいのエンディングノートとあわせて活用してみてください。



	窓口	HP
配架場所	<ul style="list-style-type: none">• 地域包括ケア推進課 (静岡市役所静岡庁舎新館 14 階)• 地域包括支援センター• 各区高齢介護課	

また、終活に取り組む高齢者の皆さまから寄せられる、「“もしも”のときに家族に負担をかけたくない」「葬儀や家財処分等が、事業者と契約したとおりに行われるか不安」「“もしも”のときは、自分の財産を若い世代のために使ってほしい」といった声にお応えするため、静岡市では終活支援に関する次の未来のあんしんに向けた取組を行っています。あわせて活用してみてください。

未来のあんしんに向けた取組

自分の意思や希望を確実に伝えたい

取組 1

終活情報の登録・伝達

緊急連絡先やかかりつけ医などの「本人情報」を事前に市に登録し、病気や事故などで意思表示できなくなった時やお亡くなりになった時に、医療機関や救急（消防）、警察などのほか、事前に指定された方からの問い合わせに応じ、市があなたに代わり、それらの情報を伝達します。



登録できる情報は？

- 緊急連絡先（登録には相手方の同意書が必要）
 - かかりつけ医・処方薬・アレルギー情報・手術歴・既往歴
 - 遺言の保管場所・エンディングノートの保管場所
 - 葬儀や遺品整理の生前契約先・お墓の所在地 など
- ※すべてを登録する必要はありません。



対象者は？ 原則 65 歳以上の静岡市民

相談窓口

終活相談窓口

各区高齢介護課

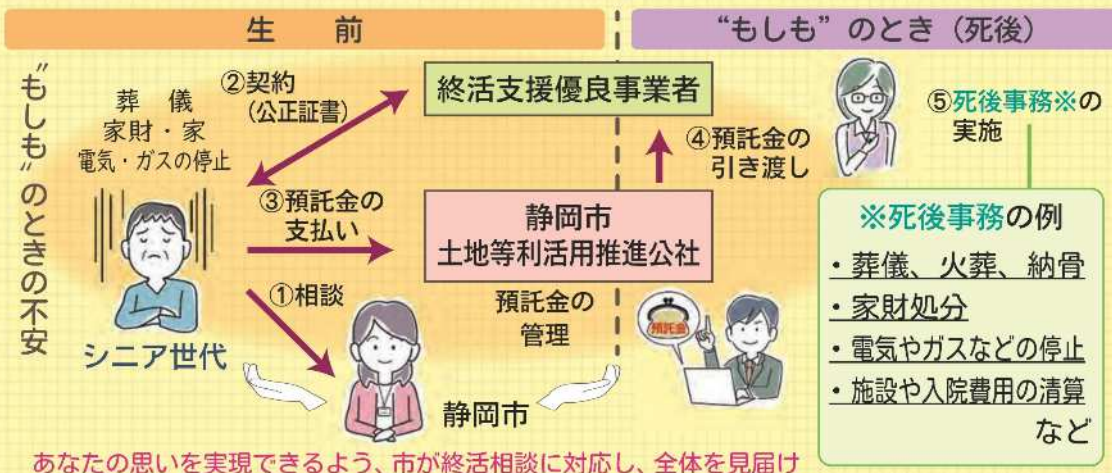
- 葵区（葵区役所 2階 11番窓口） ☎ 221-1089
- 駿河区（駿河区役所 2階 26番窓口） ☎ 287-8678
- 清水区（清水区役所 1階 7番窓口） ☎ 354-2162
- 蒲原出張所（蒲原支所 1階 4番窓口） ☎ 385-7790

頼れる親族がない…
“もしも”のときの不安には

取組 2

エンディングプラン・サポート

あなたが終活支援優良事業者と締結する契約（葬儀、家財処分など死後事務に関するもの）に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行い、あなたの未来のあんしんを高める取組です。



あなたの思いを実現できるよう、市が終活相談に対応し、全体を見届け

対象者は？

原則 65 歳以上の静岡市民で、頼れる親族がない方

利用料金は？

終活支援優良事業者に支払う預託金等、契約に伴い発生する費用は自己負担
また、必要な場合は遺言作成に要する費用が発生します。



お問い合わせ先 安心感がある温かい社会推進課 ☎221-1598

取組 3

現金・不動産の生前寄附・遺贈寄附

自らの財産を、市の未来を担う若者や子育て世帯、古き良きまちなみ保存などのために活用してほしいというあなたの思いをサポートします。



現金の寄附



不動産の寄附

お問い合わせ先 (現金) 財政課 資金係

☎221-1536



(不動産) 社会共有資産利活用推進課 資産活用第2係

☎221-1181

② 遺言書を作成しておくとおと安心です

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にそって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため、遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示します。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文 日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管または法務局に預ける	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の 検認	必要 (法務局に預けた場合は検認不要)	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない ・内容に不備があると無効になる可能性がある ・自宅保管の場合、紛失や改ざんの恐れがある ・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんの恐れがない ・公証人が出張して作成することが可能
手数料	法務局に預ける場合 3,900 円	財産の合計額によって異なる (例) 1000 万円を超え 3000 万以下 23,000 円 3000 万円を超え 5000 万以下 29,000 円
詳細 ・ 相談先	法務省 HP 	静岡公証人合同役場 (追手町 2-12 安藤ハザマビル 3F) ☎ 054-252-8988 

③ 不動産に関わる書類をまとめておきましょう

ご自身に何かあったとき、「住まい」の管理や手続きを行う人が、必要な情報をすぐに把握できることが重要です。

書類を揃えるだけでなく、保管場所を分かる形で残しておくことを意識しましょう。


【主な書類の例】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 登記済権利書（不動産登記識別情報） | <input type="checkbox"/> 建築確認通知書、建築設計図 |
| <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記簿謄本、公図 | <input type="checkbox"/> リフォームの書類 |
| <input type="checkbox"/> 購入時の売買契約書 | <input type="checkbox"/> 火災保険・地震保険の証書 |
| <input type="checkbox"/> 土地の境界に関する書類 | <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明 |

④ 近所づきあいを大切にしましょう





日頃から近所づきあいを大切にすることで、空き家になった後のトラブルを防ぎやすくなります。あわせて、相続人や管理する方の連絡先を伝えておく心安心です。

■ 静岡市 空き家に関するワンストップ相談会

概要	同じ会場で1日に複数の専門家に無料で相談できる、空き家に関する相談会を開催します
専門家	弁護士・司法書士・税理士・建築士・宅地建物取引士
日時	令和8年度に3回開催予定（7～8月、10～11月、1～2月）
対象	市内に空き家を所有している又は将来所有する可能性がある人
詳細	 静岡市ホームページ

■ まとめ

住まいについての考えは、このエンディングノートの中で整理しました。ここで書いたことが、これからの暮らしや、もしものときの安心につながるよう、無理のないペースで活用してみてください。ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

	静岡市住宅政策課 空き家なんでも相談窓口	
 インターネット		
 電話	054-221-1192	平日 8:30～17:15
 窓口	静岡市役所 静岡庁舎 新館 5階 (静岡市葵区追手町 5-1)	

「住まい」のエンディングノート



静岡市葵区追手町 5-1

静岡市住宅政策課

☎054-221-1192

(令和8年6月版)